

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第6部門第1区分  
【発行日】平成17年9月8日(2005.9.8)

【公表番号】特表2002-513466(P2002-513466A)

【公表日】平成14年5月8日(2002.5.8)

【出願番号】特願平10-529900

【国際特許分類第7版】

G 0 1 J 1/02

G 0 1 J 1/04

G 0 2 B 5/22

G 0 2 B 5/28

【F I】

G 0 1 J 1/02 G

G 0 1 J 1/04 B

G 0 2 B 5/22

G 0 2 B 5/28

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月19日(2005.1.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 手続補正書

平成17年1月19日

特許庁長官殿

1. 事件の表示 平成10年特許願第529900号  
国際出願番号 PCT/PL97/00033

2. 補正をする者  
事件との関係 特許出願人  
氏名又は名称 ククリンスキー、 ヤン

3. 代理人  
住 所 〒105-0001  
東京都港区虎ノ門1丁目2番8号  
電話 東京(3504)3075(代)  
氏 名 弁理士 (8380)三好 秀和



4. 補正の対象 (1) 明細書  
(2) 請求の範囲

## 5. 補正の内容

- (1) 当初明細書第1頁第3行の「UV」を「紫外線(UV)」に変更する。
- (2) 当初明細書第1頁第7行の「Standard」の後に「(紅斑作用スペクトル(Erythema Action Spectrum)とも称される。)」を挿入する。
- (3) 当初明細書第1頁第7行の後に別紙1に段落を追加する。
- (4) 当初明細書第1頁第8行の「作られた」の後に「手持ち型の」を挿入する。
- (5) 当初明細書第1頁第9行の「ある」を「あり、市場では日焼けを防ぐために紫外線照射を監視することを狙いとするものとして知られている」と変更する。
- (6) 当初明細書第2頁第1行の後に別紙2の段落を追加する。
- (7) 当初明細書の請求の範囲の欄を別紙3の通り変更する。



方 式 査 査



## 別紙1

ロバーストン・バーガー (Roverston Berger) UV計は、ここ20年にわたってD i f f e y / 紅斑スペクトル応答によってUVを良い近似で測定するために広範に用いられている。この据え置き型の装置は、紅斑 / D i f f e y 曲線に近いスペクトル応答を達成するための主要な手段として蛍光変換スクリーンに基づいている。

## 別紙2

生物学的に方向づけられたUV照射のモニタについての他の解決策も議論されており、次のものを含む。米国特許第5,036,311号は、光検出要素が曲がった光学要素の下に設置され面上に干渉フィルターが与えられたUV監視システムを記載している。米国特許5,401,970号は、UV-Bセンサ及び可視光(VIS)センサを組み込んだUV監視システムを記載している。組み込まれたUV-B検出器は、蛍光変換スクリーンに基づくものとして記載されている。

## 別紙 3

## 請求の範囲

1. Diffey Standardに従ったスペクトル特性を有し、特に、太陽光における紫外線、可視光線、および赤外線輻射を変換する光学アレイであって、

紫外線領域で透過率を変更し、および／又は可視光線および赤外線を遮る吸光フィルターシステム (3) (図1), (7) (図2) であって、所定の波長に関する内部透過率を310 nm光線に関する内部透過率で割った値が、 $\lambda = 290$  nmの場合に0から0.3の範囲にあり、 $\lambda = 300$  nmの場合に0.7から0.8の範囲にあり、 $\lambda = 320$  nmの場合に1から1.3の範囲にあり、 $\lambda = 330$  nmの場合に1から1.4の範囲にあり、 $\lambda = 340$  nmの場合に1から1.3の範囲にあり、 $\lambda = 350$  nmの場合に1から1.12の範囲にあり、 $\lambda = 360$  nmの場合に0.6から0.8の範囲にあり、 $\lambda = 370$  nmの場合に0.14から0.3の範囲にあり、 $\lambda = 380$  nmの場合に $10^{-3}$ から0.0015の範囲にあり、 $\lambda = 390$  nmの場合に $10^{-10}$ から $10^{-6}$ の範囲にあることを特徴とする吸光フィルターシステムと、

紫外線領域で透過率を変更し、および／又は可視光線および赤外線を遮る干渉フィルターシステム (4) (図1), (8), (9) (図2) と、

アレイの無指向性スペクトル特性を達成してスペクトル透過特性を改良するために光路の始めに配設された散乱素子 (1) (図1), (5) (図2) と、  
を有するアレイ。

2. アレイを通過する光ビームを形成し、前記アレイのスペクトル透過特性を改良するために光路に配設されたコリメータ (2) (図1), (6) (図2) からなり、前記コリメータの面は高度に吸光性である請求項1に記載のアレイ。

3. Diffey Standardに従ったスペクトル特性を有し、特に、太陽光に含まれる紫外線、可視光線、および赤外線輻射を変換する光学アレイであって、

紫外線領域で透過率を変更し、および／又は可視光線および赤外線を遮断するための第一の吸光フィルターシステム (11) (図3), (13) (図4) であって、内部透過率を310 nm光線に関する内部透過率で割った値が、 $\lambda = 290$  nmの場合に0から0.2の範囲にあり、 $\lambda = 300$  nmの場合に0.34から0.7の範囲にあり、 $\lambda = 320$  nmの場合に0.5から0.8の範囲にあり、 $\lambda = 330$  nmの場合に0.04から0.36の範囲にあり、 $\lambda = 340$  nmの場合に $10^{-3}$ から0.1の範囲にあり、 $\lambda = 350$  nmの場合に $7 \times 10^{-6}$ から0.02の範囲にあり、 $\lambda = 360$  nmの場合に $2 \times 10^{-7}$ から $7 \times 10^{-3}$ の範囲にあり、 $\lambda = 370$  nmの場合に $2 \times 10^{-7}$ から $7 \times 10^{-3}$ の範囲にあり、 $\lambda = 380$  nmの場合に $2 \times 10^{-5}$ から0.03の範囲にあり、 $\lambda = 390$  nmの場合に $2 \times 10^{-3}$ から0.14の範囲にあることを特徴とする第一の吸光フィルターシステム

△と、

紫外線領域で透過率を変更し、および／又は可視光線および赤外線を遮断するための第二の吸光フィルターシステム (12) (図3), (14) (図4) であって、内部透過率を310 nm光線に関する内部透過率で割った値が、 $\lambda = 290$  nmの場合に0から0.3の範囲にあり、 $\lambda = 300$  nmの場合に0.7から0.8の範囲にあり、 $\lambda = 320$  nmの場合に1から1.3の範囲にあり、 $\lambda = 330$  nmの場合に1から1.4の範囲にあり、 $\lambda = 340$  nmの場合に1から1.3の範囲にあり、 $\lambda = 350$  nmの場合に1から1.12の範囲にあり、 $\lambda = 360$  nmの場合に0.6から0.8の範囲にあり、 $\lambda = 370$  nmの場合に0.14から0.3の範囲にあり、 $\lambda = 380$  nmの場合に $10^{-3}$ から0.015の範囲にあり、 $\lambda = 390$  nmの場合に $10^{-10}$ から $10^{-6}$ の範囲にあることを特徴とする第二の吸光フィルターシステムと、

を有するアレイ。

4. アレイの無指向性スペクトル特性を達成してスペクトル透過特性を改良するために、光路の始まりに散乱素子 (10) (図3) を配設した請求項3に記載のアレイ。
5. アレイのスペクトル透過特性を改良するために干渉フィルター (15), (16) (図4) を追加的に配設する請求項3に記載のアレイ。